

環境教育等行動計画策定業務

1 環境教育等行動計画について

平成30年度予算要求額 : 4,591千円

- ① 環境教育等促進法に基づき、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項・実施すべき施策に関する事項・重要な事項について定める行動計画。

環境教育等促進法(抜粋)

(都道府県及び市町村の行動計画)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

- ② 堺市環境基本方針は、環境教育推進法に基づき平成21年5月に第2次堺市環境基本計画を踏まえ策定されました。その後、平成24年10月に環境教育推進法が環境教育等促進法に改正され、また、第2次堺市環境基本計画が平成30年度に目標年度を迎えるため改定する必要があります。

2 計画の位置付け

